

1. 議 事 日 程 (初日)

(令和2年那智勝浦町議会第1回臨時会)

令和2年5月15日

9時30分 開 議

於 議 場

日程第1	会議録署名議員の指名	3
日程第2	会期の決定	3
日程第3	諸報告	4
日程第4	報告第1号 専決処分(那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例)した事件の承認について	6
日程第5	報告第2号 専決処分(那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)した事件の承認について	9
日程第6	報告第3号 専決処分(那智勝浦町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例)した事件の承認について	10
日程第7	報告第4号 専決処分(令和元年度那智勝浦町一般会計補正予算(第6号))した事件の承認について	11
日程第8	報告第5号 専決処分(令和元年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算(第3号))した事件の承認について	27
日程第9	報告第6号 専決処分(令和元年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算(第1号))した事件の承認について	30
日程第10	報告第7号 専決処分(令和元年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算(第5号))した事件の承認について	32
日程第11	議案第32号 令和2年度那智勝浦町一般会計補正予算(第2号)	34

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番 城本和男	2番 東信介
3番 曾根和仁	4番 荒尾典男
5番 藤社和美	6番 金嶋弘幸
7番 引地稔治	8番 左近誠
9番 加藤康高	10番 中岩和子
11番 森本隆夫	12番 亀井二三男

3. 会議録署名議員の氏名

1番 城本和男	2番 東信介
---------	--------

4. 地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名(15名)

町長 堀順一郎	副町長 矢熊義人
教育長 岡田秀洋	消防長 湯川辰也
総務課長 塩崎圭祐	教育次長 田中逸雄

会計管理者 三 隅 祐 治
税 務 課 長 網 野 宏 行
福 祉 課 長 榎 本 直 子
農林水産課長 西 眞 宏
水 道 課 長 村 上 茂

病院事務長 下 康 之
住 民 課 長 在 仲 靖 二
観光企画課長 佐 古 成 生
建 設 課 長 楠 本 定

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

事 務 局 長 寺 本 尚 史
事 務 局 主 任 青 木 徳 之
事務局副主査 北 郡 克 至

~~~~~ ○ ~~~~~

[4番荒尾典男議長席に着く]

○議長（荒尾典男君） おはようございます。

報道各社から議場での撮影許可の申し出がありました。本件について、議長はこれを許可しましたので報告します。

なお、報道関係の皆様をお願いいたします。撮影は傍聴席から行い、議事の妨げにならないよう、傍聴の妨げにならないよう御配慮をお願いいたします。

また、傍聴者の皆様をお願いいたします。傍聴に際しては、お手元の傍聴券に記載しております傍聴人規則を遵守し、議事の円滑な進行に御協力いただきますようお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時30分 開会

○議長（荒尾典男君） ただいまから令和2年第1回那智勝浦町議会臨時会を開会します。

本臨時会につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として十分な換気を行うため、議場の窓及び扉を開放して議事を行います。また、当局の説明員につきましても、できる限り少人数といたします。皆様の御理解と御協力をよろしくをお願いいたします。

開議の前に、4月1日付で行われました職員異動について総務課長から報告させます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） おはようございます。

4月1日付で人事異動がございましたので、異動になりました番外席職員を紹介させていただきます。

[会計課長、税務課長、住民課長、教育委員会教育次長、議会事務局事務局長、農林水産課長、観光企画課長の紹介]

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時32分 開議

○議長（荒尾典男君） 本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（荒尾典男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

1番城本和男君、2番東信介君を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（荒尾典男君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

議会運営委員会の協議の結果について議会運営委員長の報告を求めます。

12番亀井君。

○議会運営委員長（亀井二三男君） 議会運営委員会の協議の結果について報告します。

去る5月12日に委員会を開催しております。

本臨時会に付議すべき事件は8件でございます。内訳は、専決処分7件、令和2年度補正予算1件となっております、会期は本日15日、1日となっております。

それでは、議事予定表をごらんください。

〔議事予定表朗読〕

以上でございます。どうかよろしく申し上げます。

○議長（荒尾典男君） ただいまの委員長報告のとおり、会期は本日1日限りとしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、会期は本日1日限りとすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸報告

○議長（荒尾典男君） 日程第3、諸報告を行います。

町長より報告を求めます。

町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） おはようございます。

本日、令和2年度第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には大変御多用のところ御出席を賜りまして、心から御礼を申し上げます。

それでは、今議会に付される諸議案の説明に先立ちまして、町政報告を行います。

初めに、新型コロナウイルス感染症への対策についてでございます。

昨日、和歌山県に発令されておりました緊急事態宣言が解除されました。感染症の発生以来、外出の自粛やマスクの着用、手洗いの励行等、感染症対策に御協力いただきました町民の皆様方に厚く御礼を申し上げたいと存じます。しかしながら、近隣の大阪、兵庫、京都への緊急事態宣言は解除されておらず、先に経済活動を再開をした諸外国では流行の再燃が発生していることから、今後も警戒が必要な状況が続きます。町民の皆様方におかれましては、引き続き感染予防の取り組みについてよろしくお願い申し上げたいと存じます。

さて、新型コロナウイルス感染症の流行が発生して以来、人々の往来自粛によりまして経済活動が停滞をし、休業対応をいただいた宿泊業を中心に、飲食業、食料品や土産物の小売業、卸売業、交通事業、そしてマグロを初めとする水産事業等多くの事業者には深刻な影響が出てございます。国や県はさまざまな支援策を行っておりますが、町といたしましても支援が必要とされるところに行き渡りますように、役場本庁1階に総合相談窓口を設置をし取り組んでいるところでございます。

本町の新型コロナウイルス感染症対策本部につきましては、3月19日に体制を強化するために設置をしまして、9回開催してございます。経済対策や町内の状況把握、各課の窓口対応や感染が発生した場合の対応、役場や消防、町立温泉病院等の業務継続の体制整備等について協

議をしまいにしました。全国的にアルコール等消毒液が不足する中、水道事業所で消毒液を製造し、町内の事業者配布にまいにしました。

職員が罹患しない、来庁者を罹患させない対策といたしまして、消毒や換気、飛沫防止シーツの設置を行ってまいにしました。また、職員に感染が発生した場合でも業務を継続できる体制を整えるため、一部の職員を別室で勤務させる分散勤務を開始してまいます。

町立温泉病院におきましては、2月20日に新型コロナウイルス感染症対策会議を設置をし、以降毎週開催をし、最新情報に基づくさまざまな対策について協議を重ねてまいます。特に発熱患者が来院した場合の対応手順や、感染患者の入院に備えた動線確認等、実際に現場でシミュレーションを重ねることにより、感染防止に留意をして安全に対応できるように取り組んでまいます。

消防本部等救急隊の対応につきましては、消防庁の感染防止対策マニュアルに準じた対応マニュアルを策定し備えてまいます。また、消防庁舎に来庁者が立ち入る区画を限定する等の感染防止対策を行ってまいます。

また、4月から今年度分の各種の納税通知をお送りしているところまいますが、収入が大幅に減少した場合においては無担保かつ延滞金なしで1年間徴収猶予ができる特例や、国民健康保険税や介護保険料につきましては減免を行う方針等、国より示されてまいます。新型コロナウイルスの影響で収入が減少し、納税が不安な方々への支援策をしっかりとお知らせをしまいたいと存じます。

次に、小・中学校につきましては、5月31日まで臨時休校としてまいますが、5月11日より分散登校による週1回の登校日を実施してまいます。今後の状況を見ながら再開に向けた準備を行ってまいます。

また、町が管理する施設やイベントにつきましては、体育文化会館や那智駅交流センターを初め、ほぼ全ての施設の利用を中止してまいます。イベント関係につきましては、大きなもので花火大会の中止を決定をいたしました。また、天空ハーフマラソンも中止になったところまいます。また、このような状況ではまいますが、4月1日に一般社団法人那智勝浦観光機構を設立をしまして業務を開始してまいます。大変厳しい船出となりましたが、主力産業である観光産業の振興と地域の活性化につなげてまいたいと考えているところまいます。

3月議会で御可決いただきました緊急対策のまちなか商品券につきましては、4月27日より引きかえを行ってまいますが、さらなる対策が必要であると考えてまいます。国から交付される地方創生臨時特別交付金を財源として、大きく3つの観点から6月議会に上程をすべく施策の検討を急いでいるところまいます。

まずは、主力産業である観光産業への支援、緊急に対策が求められている避難所の感染症対策、そして収入が減少された方や小規模事業者へのさらなる支援でまいます。これらを軸に対策を提案させていただきたいと考えているところまいます。

また、新型コロナウイルスの影響で町の歳入も大きく減少することが見込まれてまいます。そ

して、苦しい状況の町民の方々に寄り添い、痛みを分かち合うために私自身の給与の減額につきましても6月議会に上程をさせていただきたいと考えてございます。

それでは、本議会に提案しております議件の概要について御説明を申し上げます。

本議会に提案しております議件は8件でございます。その内訳は、専決処分の報告が7件、令和2年度補正予算が1件でございます。

報告第1号から報告第3号は、条例の一部を改正する条例について専決処分の承認をお願いするものでございます。

報告第4号から報告第7号は、一般会計、国民健康保険事業費特別会計、後期高齢者事業費特別会計、介護保険事業費特別会計に係る令和元年度補正予算について専決処分の承認をお願いするものでございます。事業費等の確定による調整が主なものとなっております。

議案第32号は、令和2年度一般会計補正予算でございます。4月に閣議決定された国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に基づく町民1人に10万円を給付する特別定額給付金給付事業と、児童手当の受給者に対象児童人数に1万円を乗じた手当を給付する子育て世帯への臨時特別給付金給付事業の実施のための補正でございます。歳入歳出それぞれ15億629万円を追加をし、予算総額を103億2,240万円とするものでございます。

その詳細につきましては担当課長より説明いたしますので、何とぞ御審議をいただき、御可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。議員の皆様方の特段の御理解と御協力を重ねてお願い申し上げまして議案の概要説明といたします。

○議長（荒尾典男君） 以上で諸報告を終わります。

休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時45分 休憩

9時46分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（荒尾典男君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 報告第1号 専決処分（那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例）した事件の承認について

○議長（荒尾典男君） 日程第4、報告第1号専決処分（那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例）した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長網野君。

○税務課長（網野宏行君） 報告第1号専決処分（那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例）した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

令和2年3月31日に専決処分をいたしております。

今回の税条例改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日付で公布されております。これを受けまして、本町においても那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例を3月31日付で専決処分させていただいたものでございます。例年、このような形で上位法令の改正に伴う税条例の改正をお願いしてございます。

次のページ以降、改正する条例を記載しておりますが、今回の改正の内容につきましては、専決処分書の次に新旧対照表及び関係資料をお配りさせていただいております。説明はそちらの関係資料のほうでさせていただきますので、よろしく願いいたします。

関係資料のほう、1ページをお願いいたします。

第1条による改正は、那智勝浦町税条例の一部を改正するものでございます。以下、条例の改正内容を記載してございます。

資料中、一重線で囲んだ枠内は上位法の改正に伴う項ずれ及び皆減による字句の修正なので説明は省略させていただきます。二重線で囲んだ枠内について説明させていただきます。

資料1ページの下の段になりますが、新旧対照表は2ページになります。

第54条は、固定資産税の納税義務者に関することを定めるもので、第2項は所有者の所在が震災等で不明である場合、使用者を所有者とみなして固定資産税を課することができますが、その際にその旨を使用者に通知しなければならないことを追加するものでございます。

続きまして、資料2ページをお願いします。新旧対照表は2ページになります。

第54条第5項は、固定資産税の納税義務者に関することで、新たに新設されるものである一定の調査を行っても所有者がわからない場合、その使用者を所有者とみなして固定資産税を課することができるように新たに規定するものでございます。また、その際にはその旨を使用者に通知しなければならないということを規定するものでございます。

次に、資料のほうは3ページ、新旧対照表は4ページになります。4ページの左側下のほうになります。

これも固定資産税の現所有者の申告について新たに規定するもので、登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間におきまして、現に所有している者に対し氏名、住所等必要な事項を申告させることができることを規定するものでございます。

続きまして、資料3ページをお願いいたします。新旧対照表は5ページになります。

第96条第2項は、たばこ税の輸出等に係る課税免除の手續の簡素化を新たに規定するものでございます。課税免除事由に該当することを証する書類の保存を前提に申告書への当該書類の添付を不要とする等、手續の簡素化を図るものでございます。また、第96条第3項は、上記以外の事由のときは課税免除事由に該当することを証する書類を提出している場合に限り課税免除を適用するというものでございます。

続きまして、資料4ページをお願いします。新旧対照表は7ページです。7ページの左上です。

附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例を定めるもので、法改正により適用期間を3年延長し、令和6年度とするものでございます。

次に、資料5ページをお願いします。新旧対照表は7ページになります。

附則第10条の2は、固定資産税の課税標準の特例を定めるもので、固定資産の課税標準の減額措置の適用期限終了に伴う項の削除及び項ずれの整備を行うもので、次に第17項についてなんですけども、新旧対照表は8ページの17のほうになります。

法附則第15条第30項第2項ハは、水力を電気に変換する特定再生エネルギー発電設備で、総務省令で定める規模以上のものの場合課税標準を4分の3とするものでございます。

資料6ページをお願いします。新旧対照表は9ページの左の欄の1行目となります。

第25項の法附則第15条第47項は、水防法に規定する浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る固定資産税の課税標準を3分の2とするものでございます。浸水被害軽減地区とは、洪水浸水想定区域内で浸水の拡大を抑制する効用が認められる輪中堤等の盛り土構造物や自然堤防で、水防法に基づき指定された地区のことをいいます。これに関しては全国で昨年8月末現在でまだ1カ所しか指定されてございません。

次は、資料7ページをお願いいたします。新旧対照表は12ページになります。12ページの真ん中から下の段ですね。

附則第17条の2は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合、長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例を定めるものでございまして、減税措置の適用期間を3年延長して令和5年度に定めるものでございます。

資料8ページをお願いします。

附則第1条で施行期日を令和2年4月1日と定めてございます。

説明は以上でございます。よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第1号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

日程第5 報告第2号 専決処分（那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）した事件の承認について

○議長（荒尾典男君） 日程第5、報告第2号専決処分（那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長在仲君。

○住民課長（在仲靖二君） 報告第2号専決処分（那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）した事件の承認について御説明いたします。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

令和2年3月31日付で専決処分をさせていただいております。

今回の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日付で公布されたことに伴い改正するもので、賦課限度額の引き上げと5割軽減及び2割軽減の対象となる所得の引き上げを行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

那智勝浦町国民健康保険税条例（昭和43年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書き中「61万円」を「63万円」に改め、同条第4項ただし書き中「16万円」を「17万円」に改める。第2条は課税額について定めたもので、基礎課税額に係る賦課限度額を63万円に改め、介護納付金課税額の賦課限度額を17万円に改めるものでございます。なお、今回の改正に伴い国民健康保険税の賦課限度額は、医療分の基礎課税額が63万円、後期高齢者支援金等分課税額が19万円、介護納付金分課税額が17万円、合計で3万円増の99万円となります。

第24条中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改め、同条第2号中「28万円」を「28万5,000円」に改め、同条第3号中「51万円」を「52万円」に改める。第24条は、国民健康保険税の減額について定めたもので、保険税の軽減により得た額の限度額を63万円に改め、5割軽減の対象となる所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を28万5,000円に改め、2割軽減の対象となる所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を52万円に改めるものでございます。この減額につきましては、被保険者の均等割額及び平等割額について行うものでございます。

以下、附則としまして、第1項で施行期日を令和2年4月1日とし、第2項で適用区分を定めてございます。資料といたしまして新旧対照表を配付させていただいております。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第2号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 報告第3号 専決処分（那智勝浦町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する
条例）した事件の承認について

○議長（荒尾典男君） 日程第6、報告第3号専決処分（那智勝浦町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

消防長湯川君。

○消防長（湯川辰也君） 報告第3号専決処分（那智勝浦町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

令和2年3月31日に専決処分をさせていただいております。

本条例の改正につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が令和2年3月27日に公布され、令和2年4月1日から施行されることに伴い、本町におきましても那智勝浦町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を同じく4月1日から施行させていただいたものでございます。

改正の経緯につきましては、令和元年11月に給与法の一部が改正されたことに伴い、補償基礎額の改正を行うものと、民法の一部を改正する法律により法定利率が改定されることに伴い障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間の算定に用いる利率を改めるものでございます。

改正の内容につきましては、関係資料として添付しています新旧対照表で御説明させていただきます。

まず、1ページ目の改正後の欄中、第5条第2項第1号の3行目に記載の、死亡もしくは負傷の原因である事故が発生した日、または診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日、もしくは診断により疾病の発生が確定した日を、以下、事故発生日とするものでございます。

次に、同項第2号の消防作業従事者等の補償基礎額を8,800円から8,900円に、非常勤消防団員等については3ページ目、4ページ目に記載の別表の下線部のとおり、補償基礎額を改正するものでございます。

最後に、2ページ目の附則第1条の4第5項第2号、同条第6項、3ページ目の第2条第7項第2号及び同条第8項に記載の障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率100分の5を事故発生日における法定利率に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして第1項に施行期日を、第2項に経過措置を定めています。

説明は以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第3号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 報告第4号 専決処分（令和元年度那智勝浦町一般会計補正予算（第6号））した  
事件の承認について

○議長（荒尾典男君） 日程第7、報告第4号専決処分（令和元年度那智勝浦町一般会計補正予算（第6号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 報告第4号専決処分（令和元年度那智勝浦町一般会計補正予算（第6号））した事件について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

令和2年3月31日専決処分をいたしております。

次のページをお願いいたします。

令和元年度那智勝浦町一般会計補正予算（第6号）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億5,673万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億5,025万5,000円とするものでございます。

第2条は、繰越明許費の規定となっております。

第3条では、地方債の補正をお願いしてございます。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入、款1町税から、1枚めくっていただき5ページの款22町債まで、歳入合計で補正前の額84億698万7,000円に、補正額で3億5,673万2,000円を減額し、計で80億5,025万5,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費から7ページの款12諸支出金まで、8ページの歳出合計は補正額の補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

9ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正でございます。

御承認いただいております事業への追加分といたしまして、款10災害復旧費の林道小匠小森川線災害復旧事業（補助分）1,103万9,000円をお願いするものでございます。

10ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正でございます。

起債の目的欄中、地域活性化事業から一番下の緊急自然災害防止対策事業まで、借入限度額の確定により計の補正前の限度額10億8,153万7,000円から、補正後の限度額を9億943万7,000円とするものでございます。

11ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算、事項別明細書、1、総括、歳入でございます。

款1町税から次のページの款22町債まで、歳入合計で補正前の額84億698万7,000円、補正額は3億5,673万2,000円の減額、計で80億5,025万5,000円となっております。

13ページをお願いいたします。

款2総務費から款12諸支出金まで、歳出合計で補正前の額、補正額、計の額は歳入と同額でございます。

補正額の財源内訳は、国県支出金で5,351万6,000円の減額、地方債で1億7,210万円の減額、その他で7,169万1,000円の減額、一般財源は5,942万5,000円の減額となっております。

続きまして、15ページをお願いいたします。

総務課の関係でございます。

歳入でございます。

下段の款2地方譲与税、目1地方揮発油譲与税から、20ページ上段の款11交通安全対策特別

交付金まで、それぞれの額の確定により補正をお願いしてございます。

そのうち、19ページ中段の目1子ども・子育て支援臨時交付金2,396万5,000円につきましては、10月からの消費税10%への引き上げによる幼児教育の無償化に係る財源確保分でございます。その下、款10地方交付税につきましては、補正額が1億7,069万2,000円の増額で、計で33億3,389万3,000円となっております。内訳といたしまして、普通交付税が28億9,560万5,000円、特別交付税が4億3,828万8,000円で、前年度と比較いたしまして5,997万8,000円、率にいたしまして1.8%の増加を見込んでございます。

23ページをお願いいたします。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、補正額85万4,000円の増額につきましては、節区分2個人番号カード交付事業費補助金で134万4,000円の減額で、補助金額の確定によるものでございます。節区分4の地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金219万8,000円につきましては、町営バス下里線に係る運営費用が地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の補助要件に該当となったものでございます。

26ページをお願いいたします。

款16県支出金、項2県補助金、一番下の目6消防費補助金、節5わかやま防災力パワーアップ事業費補助金206万9,000円の減額につきましては、ブロック塀耐震化促進事業に係る事業費の確定によるものでございます。

28ページをお願いいたします。

款17財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入の116万4,000円の増額につきましては、実績見込みによるものでございます。

項2財産売払収入、目1不動産売払収入の149万2,000円の増額につきましても実績見込みによるものでございます。

款18寄附金、項1寄附金、目1一般寄附金と目2総務費寄附金、節2まちづくり応援基金寄附金につきましては、寄附金の額の確定によりそれぞれ増額するものでございます。

29ページをお願いいたします。

款19繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金及び目2減債基金繰入金につきましては、予算で取り崩しを予定していたそれぞれの基金について決算見込みにより全額減額するものでございます。

目3まちづくり応援基金繰入金につきましては、各指定事業に係る充当見込みから減額するものでございます。

30ページをお願いいたします。

款21諸収入、目1雑入、節1雑入のうち、総務課の関係につきましては、説明欄1行目の区市町村振興協会市町村交付金627万7,000円の増額で交付金の確定によるもの、2行目の災害対策費用保険金172万6,000円につきましては、昨年8月の台風10号、10月の19号の台風時において防災体制をとった際の人件費や避難所運営費用の保険金収入でございます。

31ページをお願いいたします。

款22町債につきましては、目1総務債から32ページ目10災害復旧債までそれぞれ起債額の確定により補正をさせていただきます。

33ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節区分4共済費110万円の減額から節19負担金、補助及び交付金の145万4,000円の減額につきましては、説明欄記載の件について不用額が生じたので減額をさせていただきますものがございます。

目3財産管理費、節区分12役務費144万4,000円、節区分13委託料728万6,000円、節区分15工事請負費102万5,000円の減額につきましては、説明欄記載の件について実績見込みにより減額させていただきますものがございます。

目6電子計算費、節区分13委託料143万2,000円の減額、節区分14使用料及び賃借料292万7,000円の減額、次のページの節区分19負担金、補助及び交付金130万4,000円の減額につきましても、説明欄記載の件について実績見込みにより減額させていただきますものがございます。

34ページ下段の目10町営バス運行費につきましては、先ほど歳入で申しましたが下里線が国庫補助金の補助要件に該当となったため、財源内訳を変更するものがございます。

39ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目9病院費につきましては、財源内訳の変更でございます。

44ページをお願いいたします。

款8消防費、目5災害対策費、節区分13委託料358万2,000円の減額につきましては、説明欄記載の防災行政無線設備点検委託でデジタル化事業を進める中で合わせて実施することで不用となったものがございます。節区分19負担金、補助及び交付金623万4,000円の減額につきましては、説明欄記載の各事業補助金に係る額の確定により減額させていただきますものがございます。

49ページをお願いいたします。

款11公債費、目1元金200万円の減額、目2利子1,346万5,000円の減額は、償還額の確定により減額させていただきますものがございます。

50ページをお願いいたします。

款12諸支出金、項2基金費、目1財政調整基金費5,000万円、目6まちづくり応援基金費238万6,000円の増額は、それぞれの基金に積み立てるものがございます。

51ページに補正予算給与費明細書をつけさせていただきます。

総務課の関係は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 税務課長網野君。

○税務課長（網野宏行君） 税務課の関係について御説明申し上げます。

14ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款1町税、項1町民税につきましては、個人と法人を合わせて2,396万9,000円を増額いたし

まして計5億2,567万円で、平成30年度決算時の予算額と比べほぼ同額でございます。内訳につきましては、決算見込みにより個人の現年度課税分で1,375万2,000円の増額、滞納繰越分で259万9,000円の増額、法人の現年度課税分で761万8,000円を増額するものでございます。

次に、項2固定資産税でございますが、決算見込みにより現年度課税分で2,282万7,000円を増額いたしまして計7億148万4,000円とさせていただいたものでございます。

次に、項3軽自動車税でございますが、決算見込みにより現年度課税分で269万9,000円を増額いたしまして計5,416万9,000円とさせていただいております。

15ページをお願いいたします。

項4町たばこ税につきましては、決算見込みにより441万6,000円を増額して1億2,045万7,000円とさせていただいております。

次に、5入湯税でございますが、決算見込みにより259万7,000円を増額いたしまして計4,359万7,000円とさせていただいております。

次に、29ページをお願いします。

款21諸収入、項1延滞金、加算金及び過料等、目1延滞金でございますが、1,567万9,000円を増額いたしまして決算見込み額1,767万9,000円とさせていただいております。増額の要因といたしまして、地方税回収機構へ移管している中で、公売による大口の回収によるものでございます。

次に、35ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費、項2徴税费、目1税務総務費、節3職員手当等90万3,000円の減額、節7賃金132万9,000円の減額は、決算見込みによる減額でさせていただくものでございます。

目2賦課徴收费、節23償還金、利子及び割引料106万9,000円の減額は、決算見込みにより減額させていただくものでございます。

税務課の関係は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 住民課長在仲君。

○住民課長（在仲靖二君） 住民課の関係について御説明いたします。

21ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款14使用料及び手数料、項2手数料、目2衛生手数料、節3廃棄物処理手数料の387万1,000円の減額につきましては、決算見込みによる減額でございます。

次のページをお願いいたします。

款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節6保険基盤安定負担金の96万1,000円の増額につきましては、額の確定によるものでございます。

次のページ、23ページをお願いいたします。

項2国庫補助金、目3衛生費国庫補助金、節1循環型社会形成推進交付金1,266万2,000円の減額につきましては、説明欄記載の2件の補助金の確定による減額でございます。

次のページ、24ページをお願いいたします。

項3委託金、目2民生費委託金、節2国民年金事務委託金の203万2,000円の減額につきましては、事務費交付金の確定による減額でございます。

次のページをお願いいたします。

款16県支出金、項1県負担金、目2民生費負担金、節6保険基盤安定負担金の726万7,000円の増額につきましては、負担金の額の確定によるものでございます。節7後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金の93万9,000円の減額につきましても、額の確定によるものでございます。

次のページ、26ページをお願いいたします。

項2県補助金、目2民生費補助金、節9重度心身障害児者医療費補助金の105万6,000円の減額と、節10ひとり親家庭等医療費補助金の85万1,000円の減額につきましても、額の確定によるものでございます。

目3衛生費補助金、節1浄化槽設置整備事業費補助金の383万5,000円の減額につきましては、合併処理浄化槽設置に伴う補助金額の確定によるものでございます。

36ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節28繰出金の説明欄記載の国民健康保険事業費特別会計への繰出金は1,005万円の増額、後期高齢者医療事業費特別会計への繰出金は1,050万円の減額となっております。国民健康保険事業費特別会計と後期高齢者医療事業費特別会計における保険基盤安定制度負担金の額の確定と、今回の専決補正予算の収支の調整により繰出金の補正をさせていただいたものでございます。

目2国民年金事務費につきましては、交付金の減による財源内訳の変更でございます。

次のページ、37ページをお願いいたします。

目8重度心身障害児者福祉医療費の148万円の減額と、次の目9ひとり親家庭等福祉医療費の191万2,000円の減額は、医療費の確定によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

項2児童福祉費、目4子ども医療対策費の438万4,000円の減額につきましても、医療機器の確定による減額の補正でございます。

次のページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目3環境衛生費、節19負担金、補助及び交付金の説明欄1行目の環境衛生施設一部事務組合負担金201万8,000円の減額と、3行目の紀南環境広域施設組合負担金313万2,000円の減額につきましては、組合の決算見込みに伴う本町負担額の変更による減額でございます。

説明欄2行目、浄化槽設置整備事業補助金の1,009万1,000円の減額につきましては、申請件数の確定による減額で、元年度実績は35基でございます。

次のページ、40ページをお願いいたします。

項2清掃費、目1塵芥処理費、節11需用費の436万1,000円の減額につきましては、電気使用料の決算見込みによる減額でございます。

節12役務費の205万1,000円の減額につきましては、粗大ごみ等の処分手数料が101万5,000円の減額、廃蛍光管、廃乾電池処分手数料が103万6,000円の減額でございます。

目2新クリーンセンター整備事業費、節13委託料、説明欄記載の2件の業務委託料の減額につきましては、入札による差額でございます。

住民課の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（荒尾典男君） 福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 福祉課の関係について御説明申し上げます。

22ページをお願いします。

歳入でございます。

款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節1障害者自立支援給付費負担金215万円の減額は、障害者自立支援給付費の給付実績の見込みに伴います国庫負担金の減額でございます。節3障害児通所給付費国庫負担金337万8,000円の減額は、児童発達支援事業費の給付実績見込みに伴う増額でございます。節4子どものための教育・保育給付費国庫負担金177万6,000円の増額は、説明欄記載の天満保育園、わかば保育園、町外保育所、大野保育所に係る特例保育分の運営費実績見込みに伴う増額でございます。節5児童手当国庫負担金293万3,000円の減額は、児童手当の支給実績見込みに伴う減額でございます。

23ページをお願いします。

国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節1地域生活支援事業費補助金506万7,000円の減額は、事業費の給付実績見込みの減及び補助金算出の基本額の変更に伴うものでございます。節5プレミアム付商品券補助金1,913万6,000円の減額は、事業費額確定による事務費補助金382万3,000円、事業補助金1,531万3,000円の減額でございます。

25ページをお願いします。

款16県支出金、項1県負担金、目2民生費負担金、節1障害者自立支援給付費負担金107万5,000円の減額、節3障害児通所給付費負担金151万9,000円の増額、節4子どものための教育・保育給付費負担金129万8,000円の減額は、国費と連動した県負担金の補正でございます。

27ページをお願いいたします。

項3委託金、目2民生費委託金、節1多子世帯在宅育児支援事業委託金151万1,000円の減額は、和歌山県の多子世帯への経済支援である多子世帯在宅育児支援事業補助金の実績見込みにより減額するものでございます。

30ページをお願いします。

款21諸収入、項4雑入、目1雑入、説明欄上から3行目のプレミアム付商品券販売料6,118万8,000円の減額は、プレミアム付商品券販売収入として商品券の売上料を計上いたしましたが、購入率の低迷により不用額が生じ減額するものでございます。

36ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節20扶助費108万5,000円の減額は、福祉手当の給付実績見込みによる不用額の減額でございます。

目3老人福祉費、節20扶助費506万円の減額は、家族介護慰労金20万円、福祉乗車券助成90万円、養護老人ホーム保護措置費396万円の実績見込みによる減額でございます。節28繰出金2,635万円の減額は、介護保険事業費特別会計への繰出金でございます。介護給付費の実績見込みによる市町村の法定負担分及び事務関係経費などの確定による減額でございます。

目7障害者福祉費、節13委託料158万4,000円の減額は、説明欄記載の移動支援事業委託、日中一時支援事業委託、認定調査委託の利用実績減による事業委託費額の減額でございます。節20扶助費1,775万1,000円の減額は、説明欄記載の同行援護、障害者短期入所、自立訓練、就労継続支援、身体障害児補装具給付費、放課後等デイサービス、一時保護措置費の実績見込みによる減額でございます。

37ページをお願いします。

目11全国健康福祉祭推進事業費、節19負担金、補助及び交付金657万2,000円の減額は、令和元年11月9日に開催されました那智勝浦町ダンススポーツ交流大会の事業費確定に伴う減額でございます。事業費減額の要因は、選手控室の仮施設経費減額によるものでございます。

目12プレミアム付商品券事業費7,902万3,000円の減額は、事業費確定による不用額の減額でございます。節12役務費144万円の減額は、申請書送付などの郵送料74万円及び手数料70万円の減額でございます。手数料につきましては、当初店舗が商品券を金融機関で換金する予定でしたが、直接役場で換金したことによります不用額でございます。節13委託料102万円の減額は、商品券の販売を町内の郵便局に委託していました委託料分で、販売実績により減額するものでございます。節19負担金、補助及び交付金7,656万3,000円の減額は、使用されました商品券に対し町内店舗に支払う負担金で、商品券の使用実績により不用額を減額するものでございます。

38ページをお願いいたします。

款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節20扶助費324万円の減額は、多子世帯在宅育児支援補助金の実績見込みにより減額するものでございます。

目2児童措置費、節4共済費の466万6,000円の減額は、説明欄記載の臨時雇社会保険料実績見込みによる減額でございます。節7賃金の1,055万1,000円の減額は、臨時保育士賃金224万7,000円、給食調理員賃金146万5,000円、会計年度任用職員制度移行に伴う退職報償金158万6,000円、学童保育所指導員賃金525万3,000円の減額で、いずれも実績見込みによるものでございます。

節20扶助費394万5,000円の減額は、児童手当の支給実績による減額でございます。

39ページをお願いします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費、節13委託料591万1,000円の減額は、説明欄記載の予防接種委託事業確定による減額でございます。

目5健康増進費、節13委託料257万2,000円、目6母子対策費、節13委託料192万1,000円の減額につきましても、説明欄記載の健診委託事業確定による減額でございます。

福祉課の関係は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 農林水産課長西君。

○農林水産課長（西 眞宏君） 農林水産課の関係について御説明いたします。

20ページをお願いします。

歳入でございます。

款14使用料及び手数料、項1使用料、目4農林水産使用料、節5漁港使用料112万6,000円の減額につきましては、漁港施設の実績によるものでございます。

26ページをお願いします。

款16県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費補助金、補正額740万2,000円の減額につきましては、節4農業次世代人材投資資金交付金補助金で300万円の減額、節8農作物鳥獣害防止総合対策事業費補助金で318万6,000円の減額、節15県土防災対策治山事業費補助金で121万6,000円の減額につきましては、それぞれ事業費の確定によるものでございます。

27ページをお願いいたします。

目8災害復旧費補助金、節1農林水産施設災害復旧費補助金660万4,000円の増額につきましては、説明欄記載、林道小匠小森川線災害復旧工事が激甚災害に認定されたことによるものでございます。

30ページをお願いいたします。

款21諸収入、項4雑入、節1雑入の説明欄下段の水産鮮度保持施設等維持協力金1,200万円の減額につきましては、那智勝浦冷蔵株式会社の令和元年度収支見込みによる減額でございます。

40ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款5農林水産業費、項1農業費、目2農業総務費、節15工事請負費133万2,000円の減額につきましては、説明欄記載、笹の子池改修工事費の額の確定によるものでございます。

目3農業振興費、節19負担金、補助及び交付金300万円の減額につきましては、説明欄記載の事業費の確定によるものでございます。農業次世代人材投資資金交付金につきましては、当初3件分のうち新規に2件分を見込み予定してございましたが、新規の申請者がございませんでしたので300万円減額させていただいております。

目6小規模土地改良事業費、節13委託料100万円の減額につきましては、中里用水路改修工事委託費の額の確定によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

項2林業費、目1林業総務費につきましては、財源内訳の変更でございます。

目2林業振興費、節1報酬199万2,000円の減額につきましては、地域おこし協力隊強化のため増員1名の募集を行ってございましたが、採用に至りませんでしたので減額させていただいて

ございます。節8報償費200万7,000円の減額につきましては、獣害捕獲実績による減額で捕獲数は1,118頭でございました。節19負担金、補助及び交付金、説明欄記載、紀州材需要拡大事業補助金132万6,000円の減額につきましては、事業費の確定による減額でございます。令和元年度実績といたしまして7件の申請がございました。獣害対策補助金77万1,000円の減額につきましては、電気柵設置の補助金で30件分を予定しておりましたが、23件の実績による減額でございます。

目3森林環境整備費、節25積立金823万9,000円の増額につきましては、森林環境整備費の財源であります森林環境譲与税の残額を積み立てするものでございます。

項3水産業費、目1水産業総務費、目2水産振興費につきましては、財源内訳の変更でございます。

48ページをお願いいたします。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1町単独農林水産施設災害復旧費、目3漁港施設災害復旧費につきましては、財源内訳の変更でございます。

目2林道施設災害復旧費、節15工事請負費1,106万1,000円の減額につきましては、説明欄記載、林道小匠小森川線災害復旧工事費の額の確定による減額でございます。

農林水産課の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長佐古君。

○観光企画課長（佐古成生君） 観光企画課の関係について御説明申し上げます。

20ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款14使用料及び手数料、項1使用料、目5商工使用料、節1体育文化会館使用料234万3,000円の減額につきましては、実績見込みによる減額でございます。

次に、26ページをお願いします。

款16県支出金、項2県補助金、目1総務費補助金、節4移住支援事業補助金150万円の減額につきましては、東京都23区に5年以上居住もしくは通勤されていた方が本町に移住し、就業された場合に交付される補助金の県負担2名分で、今年度実績がございましたので減額をするものでございます。

続きまして、目5商工費補助金、節2観光施設整備補助金ですが100万円の減額補正をさせていただいております。歳出でも御説明いたします市野々公衆トイレ新築工事設計業務委託に対する補助金として計上しておりましたが、当該補助金は事業費が200万円以上のものを補助対象としており、設計業務の実績額が110万円と補助要件を下回ったことにより減額をさせていただくものであります。

次に、28ページをお願いします。

款18寄附金、項1寄附金、目2総務費寄附金、節2まちづくり応援基金寄附金325万4,000円の減額につきましては、ふるさと納税の実績見込みにより減額させていただいております。

続きまして、34ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 7 企画費、節11需用費456万3,000円の減額につきましては、ふるさと納税の実績見込みによる返礼品の減額でございます。

次の節13委託料94万6,000円の減額につきましては、長期総合計画策定業務に係る委託料で入札差額分の減額でございます。長期総合計画策定業務につきましては、令和元年度と令和2年度の2カ年で計画策定を予定してございます。

続きまして、節19負担金、補助及び交付金、説明欄記載の移住・交流推進事業補助金150万円の減額につきましては、今年度移住推進地域を全町化するため4団体分の予算計上をしておりましたが、1団体のみ申請であったことから減額をさせていただくものであります。次の地域活性化対策事業補助金100万円の減額につきましては、例年飲料水供給施設の災害復旧分として100万円を計上していますが、今年度実績がなかったため全額減額させていただいております。次の移住支援補助金200万円の減額につきましては、歳入でも御説明いたしました東京等からの移住者への補助金ですが、今年度実績がありませんでしたので減額をさせていただくものであります。

次に、42ページをお願いいたします。

款 6 商工費、項 1 商工費、目 2 商工振興費、節19負担金、補助及び交付金の131万8,000円の減額につきましては、空き店舗活用事業補助金の額の確定によるものです。2件の開業に対し補助を行いました、改装費等の一部において補助の上限に達しなかったため残額が生じたものでございます。

次に、項 2 観光費、目 1 観光総務費、節19負担金、補助及び交付金の930万8,000円の減額につきましては、説明欄記載の2件の補助金額の確定に伴うものです。町観光協会補助金570万9,000円の減額につきましては、事務局職員1名の退職不補充による人件費と、合宿応援補助金の減少が主な要因となっております。また、やる気観光地魅力アップ協働事業補助金では359万9,000円を減額しております。本事業では、世界遺産登録15周年記念として那智の滝ライトアップや世界遺産コンサート、那智山スカイランタンフェスタを、海水浴場環境整備PRとしてブルービーチ那智に海上遊具、ウォーターパークを設置したほか、生マグロのPRやクルーズ客船おもてなしなど多岐にわたる事業を展開しました。減額の主な要因としては、各事業において予算想定より費用が抑えられたことによるものでございます。

続きまして、目 2 観光振興費、節13委託料の252万4,000円の減額につきましては、説明欄記載の2件の実績によるものです。生まぐるマップ刷新業務委託では162万4,000円を減額しております。本業務委託では、従来の紙媒体によるマップのリニューアルと合わせてウェブサイト版の制作を実施しましたが、見積もり競争により予算想定より費用が抑えられたことが要因となっております。

下段の歳入でも触れました市野々公衆トイレ新築工事設計業務委託につきましては、入札による事業費の確定に伴い90万円を減額しております。次の節15工事請負費の106万9,000円の減額につきましては、観光棧橋修繕工事費の額の確定によるものでございます。

次の目4 体育文化会館費につきましては、体育文化会館使用料の実績見込みに伴う財源内訳の変更でございます。

観光企画課の関係については以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 建設課の関係につきまして御説明申し上げます。

20ページ下段をお願いいたします。

歳入でございます。

款14使用料及び手数料、項1 使用料、目6 土木使用料、節区分4 建設残土処理場使用料、補正額4,658万3,000円の増額でございます。国の直轄砂防事業及び和歌山県と本町によります災害復旧事業に伴う搬入土砂受け入れの増加によるものでございます。

23ページをお願いいたします。

款15国庫支出金、項2 国庫補助金、目4 土木費国庫補助金、節区分1 社会資本整備総合交付金、補正額486万5,000円減額させていただきました。説明欄記載、公営住宅長寿命化改修事業補助金の減額によるものでございます。

25ページをお願いいたします。

款16県支出金、項1 県負担金、目1 総務費負担金、節区分1 国土調査費負担金、補正額153万8,000円を減額させていただきました。説明欄記載、地籍調査事業に係る補助金の額の確定によるものでございます。

30ページをお願いいたします。

款21諸収入、項4 雑入、目1 雑入、節区分1 雑入の説明欄上から4行目、工事請負違約金につきましては、経営不振のため平成27年3月3日付で町指名業者から工事続行不能届のありました町発注工事に対する違約金110万円を受け入れたものでございます。

34ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2 総務費、項1 総務管理費、目9 地籍調査費、補正額101万6,000円減額させていただきました。内訳につきましては、節区分13委託料でございます。説明欄記載の地籍調査測量業務委託費の額の確定による減額でございます。

43ページをお願いいたします。

款7 土木費、項1 土木管理費、目1 土木総務費、補正額108万5,000円減額させていただきました。内訳につきましては、節区分7 賃金でございます。説明欄記載、作業員賃金6名分の額の確定による減額でございます。

目2 大谷地区残土処理場整備事業費、補正額605万円減額させていただきました。内訳につきましては、節区分15 工事請負費でございます。説明欄記載、残土処理場整備工事14件分の工事費の確定による減額でございます。

続きまして、項3 河川費、目2 河川改良費につきましては、説明欄記載のとおり財源内訳の変更のみで補正前の額に変更はございません。

項6住宅費、目1住宅管理費、補正額506万2,000円減額させていただきました。内訳につきましては、節区分15工事請負費でございます。公営住宅長寿命化改修事業要望補助金の減額に伴いまして、説明欄記載、公営住宅長寿命化修繕工事事業量減少による減額でございます。

49ページをお願いいたします。

款10災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費、目1町単独土木施設災害復旧費につきましては、説明欄記載のとおり財源内訳の変更のみでございます。

建設課の関係については以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 消防長湯川君。

○消防長（湯川辰也君） 消防関係について御説明申し上げます。

30ページをお願いします。

歳入でございます。

款21諸収入、項4雑入、目1雑入、節区分1雑入、説明欄5行目記載の消防団員公務災害補償共済補正額163万5,000円につきましては、補償共済額確定に伴う減額でございます。

44ページをお願いします。

歳出でございます。

款8消防費、項1消防費、目1常備消防費、節区分3職員手当等補正額230万6,000円につきましては、超勤手当の支払い額確定に伴う減額でございます。

目2非常備消防費、節区分1報酬、補正額449万1,000円につきましては、消防団員の年報酬及び出動手当の支払い額確定に伴う減額でございます。節区分5災害補償費、補正額98万6,000円につきましては、支払い額確定に伴う減額でございます。

目3消防施設費、節区分13委託料、補正額2,471万1,000円につきましては、説明欄記載の耐震性貯水槽設置地質調査業務委託及び那智勝浦町消防・防災センター設計業務委託の支払い額確定に伴う減額でございます。

節区分15工事請負費、補正額276万4,000円につきましては、耐震性貯水槽設置工事費の支払い額確定に伴う減額でございます。

消防本部の関係は以上でございます。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（荒尾典男君） 教育次長田中君。

○教育次長（田中逸雄君） 教育委員会の関係について御説明いたします。

23ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目6教育費国庫補助金、節4へき地児童生徒援助費等補助金42万円は、色川小・中学校の通学輸送車購入に係るもので、交付決定に伴い補正するものでございます。

27ページをお願いいたします。

款16県支出金、項3委託金、目3教育費委託金、節4発達段階に応じた読書活動の推進事業委託金337万6,000円の減額は、事業が採択されなかったため減額するものでございます。

45ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款9教育費、項1教育総務費、目3教育諸費、補正額586万1,000円の減額で、内訳として節4共済費314万6,000円の減額は、説明欄記載の臨時雇社会保険料で、勤務実績によるものでございます。節7賃金104万6,000円の減額は、スクールソーシャルワーカー及び特別支援教育相談員の賃金で、勤務実績によるものでございます。節11需用費166万9,000円の減額につきましても実績による減となっております。

46ページをお願いいたします。

項2小学校費、目1学校管理費、補正額1,214万2,000円の減額でございます。内訳として、節7賃金512万2,000円の減額につきましては、説明欄記載の教員臨時雇賃金と給食調理員賃金で勤務実績によるものでございます。節11需用費139万6,000円の減額は、小学校6校の光熱水費の実績に伴う減額です。節15工事請負費562万4,000円の減額は、説明欄記載の3件の工事に係るもので事業費の確定によるものです。

目2教育振興費255万5,000円の減額は、内訳として節19負担金、補助及び交付金103万円の減額、節20扶助費152万5,000円の減額で、それぞれ学校給食費助成事業補助金及び就学援助費の実績に伴う減額でございます。

47ページをお願いいたします。

項3中学校費、目1学校管理費610万1,000円の減額で、内訳として節7賃金196万8,000円の減額は、臨時雇い教員の勤務実績に伴う減額です。節11需用費275万4,000円の減額は、中学校4校の光熱水費の実績に伴う減額が157万3,000円と、施設修繕料の実績による減額118万1,000円でございます。節15工事請負費137万9,000円の減額は、説明欄記載の4件の工事に係るもので事業費の確定によるものでございます。

目2教育振興費、節20扶助費142万6,000円の減額は、就学援助費の実績に伴う減額です。

目3学校建設費、節18備品購入費403万3,000円の減額は、給食配送車2台の購入実績による減額でございます。

48ページをお願いいたします。

項4社会教育費、目1社会教育総務費106万9,000円の減額は、委託料で地域ふれあいネットワーク事業運営委託の実績によるものです。

目4文化財保護費194万4,000円の減額は、工事請負費で説明欄記載の熊野参詣道中辺路（大雲取越）復旧工事の事業費確定によるものでございます。

教育委員会の関係は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 休憩します。再開11時20分。

~~~~~ ○ ~~~~~

11時08分 休憩

11時19分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（荒尾典男君） 再開します。

質疑を行います。

1 番城本君。

○1 番（城本和男君） 何点かお伺いしたいと思います。

30ページにプレミアム付商品券の販売料、雑入であるんですが、これが減額されております。そこらあたり歳出のほうでも当初1億1,000万円ぐらい歳出組んでたんですけども、3,200万円に大きく減額になっているんですが、このあたり購入資格はあるけども申請購入が少なかったのかどうか、ちょっと余りにも差があり過ぎますので、そのあたりちょっとお伺いしたいと思います。

それと、同じく30ページに水産鮮度保持施設の維持協力金の関係1,200万円の減額がありますが、これについてちょっと説明をお願いしたいと思います。

それから、39ページに予防費の関係で起債で2,000万円の減額、これ過疎債かなと思うんですが、一般財源がこれ1,400万円入ってるんですね。委託料が減ったというんだったら補正額591万1,000円ということなんですけども、これ何か起債の借入れができなかったのかどうかですね。

それと、44ページ、緊急防災・減災の関係なんですけども、消防・防災センターの設計業務委託、こちらについても同じく事業費は安く済んだというのもあると思うんですが、起債の借入れが6,570万円減額をしている、そこへ一般財源が3,800万円入ってますので、このあたりもちょうとどういう関係で借入れができなかったのかどうかお伺いをいたします。

全体的にこの過疎の減額が1億円ぐらいあって、いろんな事業を減額もしてるんですけども、この分ほかに、過疎の枠っていうのが、借入れの枠っていうのがあると思いますので、ほかに活用ができなかったのか、当初でそれだけいろんなところへ過疎を割り当てているんですけども、最終的にはやっぱりほかのところで活用をもう少しうまくできなかったのかどうかをお伺いをいたします。

以上です。

○議長（荒尾典男君） 福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） プレミアム付商品券についてお答えいたします。

プレミアム付商品券につきましては、住民税非課税の方、子育て世帯の方につきまして、商品券合計で2万円分を購入でき、2万5,000円分の商品券を購入できるというものでございました。申請につきましては、住民税非課税の方のみの申請となっております。その方の申請率のほう为本町のほうで26.9%と申請が低迷していましたことが原因となっております。こちらのほう、全国的にも低迷しておりまして、要因といたしましては手続の煩雑さや使える商品券の使えるところが限られていたことなどが考えられるということでございます。本町では、広報で8月、1月に掲載いたしまして申請締め切りが1月31日、引きかえ締め切り2月28日、使用期限2月29日といたしましたが、残念ながら低迷であったというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 農林水産課長西君。

○農林水産課長（西 眞宏君） 水産鮮度保持施設の関係でございます。

新冷蔵庫が稼働し、旧冷蔵庫の運転を停止する予定でしたが、実際には12月に旧漁冷の冷蔵庫の運転の停止となりました。品物が保管されている状況の中での移動、搬出がスムーズにできず、多くの日数を要し、そのため電気料金等の削減に至らず収益が上がらなかったものでございます。

以上です。

○議長（荒尾典男君） 福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 済いません、先ほどの発言を訂正させていただきます。

購入限度額でございますが、4万円、5万円と申し上げましたが、1回につきまして4,000円と5,000円の間違いでございます、全額で額面額が2万5,000円分、販売額が2万円でございます。訂正させていただきます。申しわけございませんでした。

○議長（荒尾典男君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） まず、39ページ衛生費の関係の中で、目2予防費のところでございます。

こちらの補正額591万1,000円のところで地方債のほうが2,000万円の減額となつてございます。その点についてのお尋ねでございました。

こちらにつきまして、事業費の減額は当然でございますが、あとの御質問でございました過疎の減額という点もひっくるめまして、ソフト事業につきまして枠配分がございまして、その枠配分を超えてどれだけの枠を認められるかというところがあるんですが、それを超えて当初予算を計上しておるところでございますが、その枠配分が認められず減額するものでございます。

続きまして、44ページでございます。

そちらの関係も同じく起債の関係でございました。44ページ、款8消防費、項1消防費、目3消防施設費の中で補正額2,747万6,000円の減額となつてございます。その中で地方債6,570万円を減額しているところでございます。こちらにつきましては緊急防災・減災事業債でございまして、消防施設建設に当たりましてその起債を充てる予定でございました。しかしながら、入札差金も当然でございます、事業費の確定もございまして、こちらにつきまして緊急防災・減災事業債が認められない部分というのがございまして、そちらの部分で減額したところでございます。一番大きくは、こちらの中で消防の土地の購入費用がございまして、その部分、土地の購入費用につきましては5,460万円予算を頂戴してございました。そのうち起債対象外の部分が3,580万円と大きくなったところが大きいところでございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 1番城本君。

○1番（城本和男君） 説明いただきましてありがとうございます。

水産鮮度保持施設のその協力金というの、これ減額になつてはいるんですが、これは未納額にな

るんですか。未納額というか、これについてはもう協力金はもらわない、収益が上がらなかったということなんですけども、もらわないということなんですか。

それと、起債の関係なんですけども、過疎の減額が1億円ありまして、いろんな事業でも活用できるんじゃないかということだったんですが、ソフトの枠もあるし、それと適用外ということもあろうかと思います。財調に今回5,000万円積み立てしてますので無理して過疎を借りる必要はないんですけども、有効に活用できたらなということで質問させていただきました。

今の未納額になるかどうかだけお願いします。

○議長（荒尾典男君） 農林水産課長西君。

○農林水産課長（西 眞宏君） 利益が出ていないんで入ってこないという状態です。

以上です。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第4号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 報告第5号 専決処分（令和元年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第3号））した事件の承認について

○議長（荒尾典男君） 日程第8、報告第5号専決処分（令和元年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第3号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長在仲君。

○住民課長（在仲靖二君） 報告第5号専決処分（令和元年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第3号））した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

令和2年3月31日に専決処分をいたしてございます。

次のページをお願いいたします。

令和元年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第3号）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億3,961万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億4,730万3,000円とするものでございます。

今回の補正予算の概要は、歳出においては一般被保険者療養給付費などの費用の確定による減額補正と、歳入においては費用の確定等に伴う国県支出金の特定財源の補正、また国保税の決算見込みによる補正とこれら歳入歳出予算額の調整による一般会計繰入金の補正を行うものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款1の国民健康保険税から款7の繰入金まで歳入合計で補正前の額25億8,691万3,000円から1億3,961万円を減額し24億4,730万3,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1総務費から款5保健事業費まで、補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

4ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括、歳入及び5ページの歳出、それぞれ補正額は1億3,961万円の減額でございます。

5ページの歳出の補正額の財源内訳は、国県支出金が1億5,343万6,000円の減額、その他特定財源3,000円、一般財源が1,382万3,000円の増額となっております。

6ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税、節1現年度課税分の1,148万2,000円の減額につきましては、医療給付費分から介護納付金分まで決算見込みにより補正をするものでございます。節2滞納繰越分の350万8,000円の増額につきましては、徴収実績による補正でございます。

款4国庫支出金、項1国庫補助金、目1国民健康保険制度関係事業費補助金8,000円の減額につきましては、国保総合システムの改修に係る補助金で事業費の確定によるものでございます。

目2社会保障・税番号制度システム整備費補助金の78万4,000円につきましては、保険証のかわりにマイナンバーカードでも医療機関を受診できるようにするために必要となる電算システム改修に係る国庫補助金で、事業費の確定によるものでございます。

7ページをお願いいたします。

款5県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金の補正額1億4,064万1,000円の減額

につきましては、交付決定額の確定によるものでございます。節1 普通交付金の1億5,516万6,000円の減額につきましては、療養給付費の減額に伴うもので、節2 特別交付金1,452万5,000円の増額につきましては、主として保険事業の事業費確定によるものでございます。

目2 財政対策補助金の補正額25万6,000円の減額につきましては、重度心身障害児者医療の実施による保険者負担額の増加に伴う補助金で、金額の確定によるものでございます。

款6 財産収入、項1 財産運用収入、目1 利子及び配当金の補正額3,000円につきましては、説明欄記載の基金利子でございます。

8ページをお願いいたします。

款7 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 一般会計繰入金、節1 保険基盤安定繰入金の補正額1,097万1,000円の増額につきましては、一般会計で受け入れる保険基盤安定負担金の額の確定による補正でございます。節2 その他一般会計繰入金につきましては、説明欄記載の人件費から法定外繰入までそれぞれの区分の決算見込み額に基づく補正でございます。

9ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費の節12 役務費及び節13 委託料につきましては、決算見込みにより減額させていただいております。電算システム改修委託につきましては、国保総合システム改修やマイナンバーカードのオンライン資格確認等に必要となるシステム改修でございます。節25 積立金の2,400万円につきましては、決算見込みによる剰余金の積み立てを行うものでございます。

項2 徴税费、目1 賦課徴収費につきましては、国庫支出金の確定に伴う財源内訳の変更でございます。

10ページをお願いいたします。

款2 保険給付費、項1 療養諸費、目1 一般被保険者療養給付費、補正額1億3,367万7,000円の減額、目2 退職被保険者等療養給付費の補正額49万5,000円の減額、目3 一般被保険者療養費の補正額118万5,000円の減額、目4 退職被保険者等療養費の補正額28万1,000円の減額及び目5 審査手数料16万7,000円の減額につきましては、被保険者負担分の確定により減額補正をさせていただいております。

11ページをお願いいたします。

項2 高額療養費、目1 一般被保険者高額療養費の補正額1,576万5,000円の減額及び目2 退職被保険者等高額療養費の補正額249万9,000円の減額につきましては、費用の実績見込みによるものでございます。

項3 出産育児諸費、目1 出産育児一時金の補正額420万円の減額につきましても、費用の実績見込みによるものでございます。本年度の対象件数は8件でございました。

12ページをお願いいたします。

款5 保健事業費、項1 特定健康診査等事業費、目1 特定健康診査等事業費の補正額264万6,000円の減額につきましては、説明欄記載の2件の委託の実績見込みによるものでござい

す。健診委託につきましては、町内医療機関での個別健診と、健診車による集団健診に係る健診委託費用でございます。特定健診受診率向上事業委託につきましては、本町の特定健診受診率向上に向け専門業者に受診勧奨を委託したものでございます。

項2保健事業費、目1保健事業費の補正額92万6,000円の減額につきましては、30歳代を対象とした内科検診や希望者を対象とした歯科健診、脳ドックの委託を実施したもので、実績見込みによる補正でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第5号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 報告第6号 専決処分（令和元年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第1号））した事件の承認について

○議長（荒尾典男君） 日程第9、報告第6号専決処分（令和元年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第1号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長在仲君。

○住民課長（在仲靖二君） 報告第6号専決処分（令和元年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第1号））した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

令和2年3月31日に専決処分をいたしております。

次のページをお願いいたします。

令和元年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第1号）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,150万5,000円を減額し、歳入歳出予算

の総額を歳入歳出それぞれ4億4,623万7,000円とするものでございます。

今回の補正予算の概要は、歳出においては後期高齢者広域連合納付金額の確定による減額補正を行い、また歳入においては後期高齢者医療保険料の決算見込みによる補正と、後期高齢者医療広域連合から過年度分に係る納付金の返還額があったことによる補正、またこれら歳入歳出予算額の調整による一般会計繰入金の補正を行うものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款1後期高齢者医療保険料から款5諸収入まで、歳入合計で補正前の額4億5,774万2,000円に補正額で1,150万5,000円を減額し、4億4,623万7,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2の後期高齢者医療広域連合納付金で1,150万5,000円を減額し、歳出合計で補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額とするものでございます。

4ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括、歳入及び5ページの歳出、それぞれ補正額は1,150万5,000円の減額でございます。5ページの歳出の補正額の財源内訳は一般財源1,150万5,000円の減額となっております。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料、目1後期高齢者医療保険料、補正額782万7,000円の減額につきましては、決算見込みにより補正するものでございます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、補正額1,050万円の減額は、一般会計において受け入れる後期高齢者医療保険基盤安定負担金と、療養給付費の額の確定による補正及び歳出において決算見込みに基づく補正を行ったことによる財源の調整を行ってございます。

7ページをお願いいたします。

款5諸収入、項2雑入、目1雑入の補正額682万2,000円につきましては、説明欄に記載の過年度療養費返還金で、平成30年度療養給付費負担金の精算により本町分納付金に超過が生じたため、これを後期高齢者医療広域連合から受け入れるものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金の補正額1,150万5,000円の減額は、納付金額の確定により減額を行うものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第6号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 報告第7号 専決処分（令和元年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第5号））した事件の承認について

○議長（荒尾典男君） 日程第10、報告第7号専決処分（令和元年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第5号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 報告第7号について御説明申し上げます。

報告第7号専決処分（令和元年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第5号））した事件の承認について。

次のページに専決処分書をつけています。

専決処分書のとおり、地方自治法第179条第1項の規定により令和2年3月31日に専決処分を行いました。

次の1ページをお願いします。

令和元年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第5号）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,866万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億328万2,000円とするものでございます。

今回の補正予算の概要は、歳出では保険給付費等の給付実績による減額補正と、それに伴う準備基金への積み立て、歳入では実績見込みによる第1号被保険者保険料の増額、調整交付金の確定による増額、介護給付費の減額によります国庫支出金等の特定財源及び町法定負担金である一般会計繰入金金の減額、またその他一般会計繰入金金の減額となっております。

2ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款1介護保険料から款7繰入金まで、歳入合計、補正前の額21億3,194万6,000円、補正額2,866万4,000円の減額、計21億328万2,000円とするものでございます。

3ページをお願いします。

歳出でございます。

款1総務費及び款2保険給付費の歳出合計は、補正前の額、補正額、合計額とも歳入と同額でございます。

4ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括、4ページの歳入、5ページの歳出それぞれ補正額2,866万4,000円の減額でございます。

5ページの歳出、補正額の財源内訳は、国庫支出金が450万円の減額、その他1,000万円の減額、一般財源が1,416万4,000円の減額となっております。

6ページをお願いします。

歳入でございます。

款1介護保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料、節1現年度分特別徴収保険料1,500万円の増額は、実績見込みによる第1号被保険者保険料の増額でございます。

款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金、節1介護給付費負担金は、保険給付費の国の法定負担分でございます。補正額500万円の減額は、介護給付費実績見込みに伴うものでございます。

項2国庫補助金、目1調整交付金、補正額650万円は、介護財政の市町村間の調整を行うため交付されるものでございます。調整交付金額確定による増額でございます。

7ページをお願いします。

款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金、次の行、款5県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金は、国費と同様介護給付費実績見込みに伴い減額するものでございます。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、節1介護給付費繰入金1,293万円の減額につきましても、給付実績に伴い町の負担分を減額するものでございます。節2その他一般会計繰入金1,342万円の減額は、介護保険事務関係経費に係る実績見込みによる減額、その他事務に係る補助金など歳入実績による減額でございます。

8ページをお願いします。

款7繰入金、項2基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金281万4,000円の減額は、当初介護給付費準備基金の取り崩しを予定していましたが、給付費の実績により減額するものでございます。

9ページをお願いします。

歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節25積立金2,053万6,000円の増額は、介護保険給付実績見込みに伴うものでございます。介護給付実績が想定より少なくおさまったことなどにより生じた余剰金を介護給付費準備基金へ積み立てるものでございます。

下の段、款2保険給付費、項1保険給付費、目1居宅介護サービス給付費、節19負担金、補助及び交付金730万円の減額は、説明欄記載の居宅介護サービス給付費380万円、地域密着型介護サービス給付費350万円、給付実績見込みによる減額でございます。

目2施設介護サービス給付費、節19負担金、補助及び交付金4,190万円の減額は、説明欄記載の特定入所者介護サービス費690万円及び施設介護サービス給付費3,500万円の給付実績見込みによる減額でございます。

目3審査支払手数料、以下次の10ページにつきましては、調整交付金の増額による財源内訳の変更でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第7号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第32号 令和2年度那智勝浦町一般会計補正予算（第2号）

○議長（荒尾典男君） 日程第11、議案第32号令和2年度那智勝浦町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 議案第32号令和2年度那智勝浦町一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15億629万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103億2,240万1,000円とするものがございます。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款15国庫支出金を補正し、歳入合計で補正前の額88億1,611万1,000円に補正額15億629万円を追加し、計で103億2,240万1,000円とするものがございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2の総務費と款3の民生費の補正で、歳出合計は補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

4ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括として、このページの歳入と次の5ページの歳出についてそれぞれ15億629万円の増額をお願いしてございます。

歳出の補正額の財源内訳でございますが、全額国庫支出金となっております。

6ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

総務課の関係でございます。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、補正額14億8,991万2,000円の増額につきましては、節5特別定額給付金給付事業費補助金として14億7,540万円、節6特別定額給付金給付事務費補助金として1,451万2,000円を受け入れるものがございます。歳出で説明いたします事業費の全額を受け入れるものがございます。

7ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目12特別定額給付金給付事業費で14億8,991万2,000円の増額補正をお願いしてございます。

別添資料をごらん願います。関係資料でございます。こちらは、今月7日に各戸配布で回覧したものでございます。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に関する国の補正予算が可決され、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金事業が実施されることとなり、本町において実施するに当たりまして補正予算をお願いするものがございます。可能な限り速やかに開始という要請を踏まえて準備を進めているところでございます。基準日4月27日現在におきまして住民登録されている方が対象となり、受給権者は世帯主となります。給付額はお一人10万円で、口座振り込みとなります。国から示されました統一様式により、申請方法は感染拡大防止の観点から郵便申請方式とマイナンバーカードを利用したオンライン申請方式を基本とするものがございます。オンライン申請につきましては既に受け付けを開始しておりますが、一般的な郵便申請方式につきましては、この補正予算を御可決い

ただいた後に18日月曜日から受け付けを開始する予定で事務を進めているところでございます。どちらも5月22日から振り込みのほうを開始する予定で進めているところでございます。

予算書のほうにお戻り願います。7ページでございます。

節区分1報酬234万3,000円につきましては、会計年度任用職員報酬として4名分をお願いしてございます。節区分3職員手当等136万5,000円は、職員の超過勤務手当でございます。節区分4共済費36万7,000円につきましては、会計年度任用職員に係る社会保険料でございます。節区分8旅費14万2,000円は、同じく会計年度任用職員に係る費用弁償でございます。節区分10需用費のうち、消耗品費42万円については文具費等でございます。印刷製本費は、送付用封筒、返信用封筒、給付決定通知用はがき等の印刷費用でございます。修繕料2万円は、本庁舎1階会議室を特別定額給付金事業専用とするため、専用電話等の設置に係る費用でございます。節区分11役務費721万6,000円のうち、通信運搬費は郵便料及び電話料、手数料につきましては給付金の振込手数料でございます。節区分12委託料231万円につきましては、システム改修費用でございます。節区分13使用料及び賃借料9万9,000円は、コピー機の借上料でございます。節区分18負担金、補助及び交付金14億7,540万円は、特別定額給付金でございます。国から示された基準日である令和2年4月27日現在の住民基本台帳に記録されている方に対するお一人当たり10万円の見込みでございます。

9ページからは、補正予算、給与費明細書をつけさせていただいております。説明は省略させていただきます。

総務課の関係については以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 福祉課の関係について御説明申し上げます。

6ページをお願いします。

歳入でございます。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節5子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金1,504万円は、令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金補助金でございます。

次の段、節6子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金133万8,000円は、支給に係る事務費補助金でございます。どちらも歳出で説明いたします事業の10分の10の補助金を受け入れるものでございます。

8ページをお願いします。

歳出でございます。

款3民生費、項2児童福祉費、目2児童措置費、補正額1,637万8,000円でございます。

関係資料をお願いいたします。

子育て世帯への臨時特別給付金でございます。令和2年4月分の児童手当受給者に対し、1人につき1万円給付するものでございます。原則として申請の必要はありませんが、公務員の方は申請が必要です。また、今回の給付は、所得が限度額を超えている特例給付の方は対象外

となっております。本町では、一般受給者の方へは6月中の支給、公務員の方については申請受け付け後に随時支給予定としております。

予算書にお戻りください。

節3職員手当等5万7,000円は、従事する職員の超過勤務手当でございます。節10需用費1万9,000円は、案内及び支払い通知の封筒はがき代、節11役務費45万9,000円は、郵送料及び振込手数料でございます。節12委託料80万3,000円は、今回の給付金に対応するためのシステム改修委託料でございます。節19扶助費1,504万円は、臨時特別の給付金を対象児童1人当たり1万円支給するものでございます。1,504人分を見込んでございます。

福祉課の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

3番曾根君。

○3番（曾根和仁君） 一点質問したいんですが、今回この補正予算ですけども、内容は国が決めた10万円の給付金等なんですが、これに別途に町の独自の支援というのを今回考えなかったのか、3月の議会のときに第一弾の町独自の支援というのを全国の自治体に先駆けて行ったわけですが、その後各自治体でいろんな支援策も出てきまして、うちの本町にとっても参考になるようなものがあると思います。例えば、都市部に行っている町出身の学生さんへの支援ですとか、例えばそういったものも今回検討されなかったのかどうかということの一つ。

○議長（荒尾典男君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 今回のコロナ関連につきます対策につきましては、取り急ぎ3,000円の商品券ということでまちなか商品券というところで3月議会で御承認をいただき、4月27日から交付を開始したところでございます。

その他、今回新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金というものが国から示されてございまして、本町におきましてもその枠で一次配分で約1億円ほどの交付金が交付される見込みでございます。それを利用いたしまして、今後さまざまな施策等につまして6月議会で提案させていただきたいと思っております。6月議会におきましていろんな御審議を賜りたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 3番曾根君。

○3番（曾根和仁君） 今、私質疑させていただいたのは、やっぱりこういう支援というのはスピードが大事なんで、当然6月についてというのは考えられたんですが、急ぎ何らかの事業ができるのではないかとというふうにちょっと期待をしていたところで、答弁は結構です。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第32号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

休憩します。暫時休憩です。

~~~~~ ○ ~~~~~

12時08分 休憩

12時09分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（荒尾典男君） 再開します。

お諮りします。

本臨時会の本議会における発言に関し、会議録の調製時にその精査を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本臨時会の本会議における発言に関し、会議録の調製時にその精査を議長に一任することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第1回那智勝浦町議会臨時会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

12時10分 閉会

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（荒尾典男君） 令和2年第1回臨時議会閉会に当たり、御挨拶申し上げます。

昨日4月15日より、全国に拡大されていた緊急事態宣言が39県で解除されました。那智勝浦町も解除地域ですが、まだまだ大変な状況であります。できる限り早くと開かれた今臨時議会では、7件の専決処分の承認と、議案第32号令和2年度那智勝浦町一般会計補正予算（第2号）の議決、全て議了されました。これを受け、那智勝浦町での国の新型コロナウイルスに対する緊急経済対策、一律10万円の特別定額給付金の申請書が送付され、5月18日より受け付けが開始されます。一刻も早く町民の皆様のもとに届けられることを願っています。解除されたとはいえ、2次感染、経済の再生と、今後も大変な状況が続くと思いますが、議員各位、そし

て皆様の御健康、御多幸、新型コロナウイルス感染の一日も早い終息を祈念いたしまして閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 閉会に当たりまして一言御挨拶申し上げます。

第1回臨時会におきまして、議員の皆様方には慎重な御審議を賜りまして感謝を申し上げます。おかげをもちまして、上程案件を原案どおりそれぞれ御可決賜りましたことを心から御礼を申し上げます。

町民の皆さんへの10万円の特別定額給付につきましては、少しでも早く行き渡るよう迅速に事業を実施してまいります。新型コロナウイルスの感染症の終息が見えない状況ではございますが、議員の皆さんにおかれましては今後とも御理解、御協力をお願いを申し上げます。

結びに、議員各位の御健勝を心からお祈り申し上げます、本臨時会の閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名します。

令和 年 月 日

那智勝浦町議会議長 荒尾典男

会議録署名議員 城本和男

会議録署名議員 東 信介